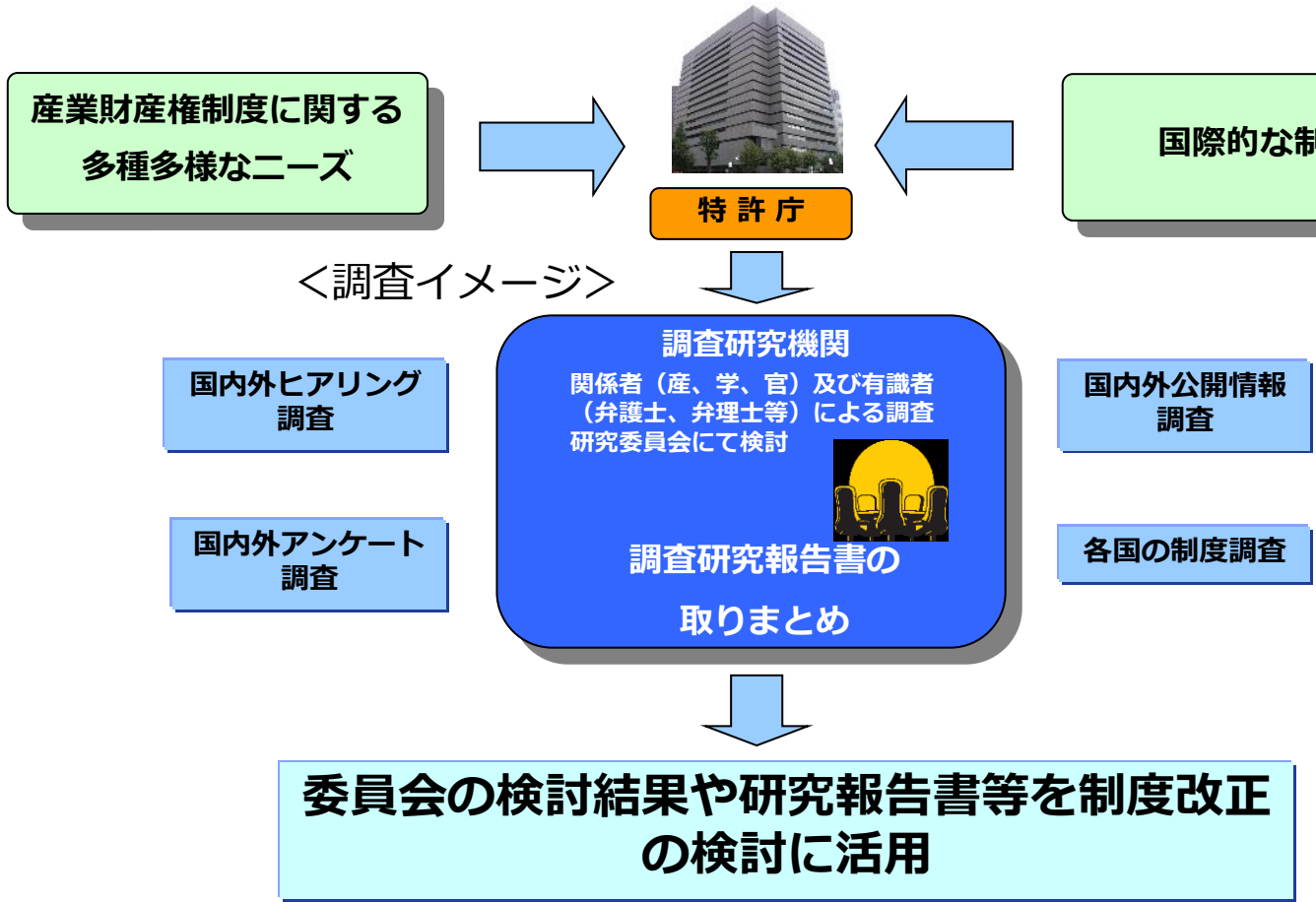


# AI発明の保護に関して



- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



<詳細について>  
本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和7年度研究テーマ一覧「AI発明の保護に関する調査研究」をご参照ください。  
URL:<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

<お問い合わせ先>  
経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課  
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3  
TEL : 03-3581-1101 (内2152)

# 調査の俯瞰図

## 背景

AIの急速な進展に伴い、国内外においてAIを活用した創作の特許法上の保護の在り方について議論がなされている。知的財産推進計画2024では、AI技術等の更なる進展により、AIが自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱いについて、技術の進展や国際動向、ユーザーニーズ等を踏まえながら検討を進めることが望ましい旨が指摘されており、特許庁としても、技術の進展等を踏まえた上で、発明の保護の在り方について継続的な調査研究を行っている。

## 目的

本調査研究は、AIを活用する企業へのヒアリング等を通じて、将来的な発明の保護の在り方に関する課題・対応策等を分析し、AI技術の進歩を踏まえた発明の保護の在り方を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

## ■ 公開情報調査

AIを利用して創作した発明に関する各国の動き、各国の現行制度・運用、発明創作におけるAIの利用について調査を実施した。

## ■ 国内ヒアリング調査

AIを活用している企業等11者、AIを利用して創作した発明の特許法上の取扱いに関して知見を有する学識者及び法曹関係者5名を対象にヒアリング調査を実施した。

## まとめ

「発明」、「発明者」、「引用発明適格性」、「記載要件」、「先使用权」の各論点について、国内ユーザーのニーズ、諸外国の動向、現行法の対応可能性の観点から整理・分析を行った。今後も諸外国の動向を注視しつつ、国際的な調和や裁判所の判断との整合性を重視し、対応の是非及びその具体的内容について検討を継続することが望ましい。

- 1. 本調査研究の背景・目的**
- 2. 本調査研究の実施方法**
- 3. 調査結果**
  - 3.1 公開情報調査結果**
  - 3.2 国内ヒアリング調査結果**
- 4. まとめ**

### 背景

- AIの進展は急速なものであり、近年、“DABUS”なるAI自体が創作したと主張される特許出願がなされるなど、AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方について議論がなされている。
- また、海外に目を向けると、USPTOが令和6年2月に「AI支援発明に関する発明者ガイダンス（Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions）」を公表し、令和7年11月には本ガイダンスを撤回の上、同日付で新たなガイダンス（Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions）を公表するなど、諸外国においても対応・検討が進められている。
- さらに、このような中、政府の動きとしては、知的財産推進計画2024では、AI技術等の更なる進展により、AIが自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱いについて、技術の進展や国際動向、ユーザーニーズ等を踏まえながら検討を進めることが望ましい旨が指摘されており、特許庁としても、令和5年度調査研究、令和6年度調査研究を実施するなど、技術の進展等を踏まえた上で、発明の保護の在り方について継続的な調査研究を行っている。

### 目的

- 以上を踏まえ、本調査研究は、AIを利活用する企業へのヒアリング等を通じて、将来的な発明の保護の在り方に関する課題・対応策等を分析し、AI技術の進歩を踏まえた発明の保護の在り方を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

### 調査項目

- 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会における議論を踏まえ、本調査研究では、「発明」、「発明者（発明者に関連する「記載要件」を含む）」、「引用発明適格性」、「先使用权」の論点を調査項目として設定し、各論点について、AIを利用して創作した発明に関する課題の調査・整理を行った。
- また、本調査研究では、AI技術の関連する発明のうち、発明の創作過程にAIが関与する、「AI利用発明」及び「AI自律発明」を主な調査対象とした。

### AI技術の関連する発明のパターン

AIモデル発明	AI適用発明	AI利用発明	AI自律発明
AI技術そのものの発明（例：新たな機械学習方法によるAIモデル）	AI技術を特定の技術分野に適用した発明（例：AIによる自動運転技術）	AI技術を利用して開発された製品の発明（例：AI利用により効率的に開発された医薬品）	AIが自律的に生成した発明

本調査研究における主な調査対象

①

### 公開情報調査

#### 【調査対象】

- 日本、米国、欧州、ドイツ、中国、韓国における、書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、法・判例等検索データベース及びインターネット情報等

#### 【調査内容】

- AIを利用して創作した発明に関する各国の動き（調査対象国：日本、米国、欧州、ドイツ、中国、韓国）
- 各国の現行制度・運用（調査対象国：日本、米国、欧州、ドイツ）
- 発明創作におけるAIの利用

②

### 国内ヒアリング調査

#### 【調査対象】

- 企業等：研究開発、発明創作又は特許業務にAIを利活用している企業及び研究機関（以下、「企業等」という）のうち、自動車、電機・情報通信、電子機器、製薬、化学、研究機関の各業界から合計11者
- 有識者：AIを利用して創作した発明の特許法上の取扱いに関して知見を有する学識者及び法曹関係者5名

#### 【調査内容】

- 各論点について、8、9頁に記載する設問を中心にヒアリング調査を実施

### 企業等への主なヒアリング項目

論点	設問（一部抜粋）
発明	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI自律発明を特許法で保護する必要があるか</li> </ul>
発明者	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIを利用して創作した発明について、創作のどの段階に関与した者を発明者として認定すべきか</li> <li>AIを利用して創作した発明について、発明者に関する現在の考え方を変えるべきか、公的な指針を整備すべきか</li> </ul>
引用発明適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIが生成した、実施可能性が不明確な内容や虚偽の内容が含まれる技術情報により懸念が生じるか</li> <li>引用発明適格性に関する規定を定める場合、どのような要件が望ましいか</li> </ul>
記載要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>発明創作過程にAIを利用したことやAIによる処理プロセスを明細書において開示させる必要があるか</li> </ul>
先使用权	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI自律発明も先使用权の「発明」に含め、その実施者が先使用权を主張できるとした場合に問題は生じるか</li> </ul>

### 有識者への主なヒアリング項目

論点	設問（一部抜粋）
発明	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許法第2条第1項の「発明」にAI自律発明も含まれるとした場合、法改正は必要だと考えるか</li> <li>仮に特許法第2条第1項の「発明」にAI自律発明も含まれるとした場合、影響が生じ得る条文はあるか</li> </ul>
発明者	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI利用発明の発明者認定について考え方を整備する場合、留意すべき点はあるか</li> <li>AI利用発明においては「発明者」を柔軟に解釈して特許登録を受けられるようにすべきとの声に対してどう考えるか</li> </ul>
引用発明適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の審査基準に記載されている要件を適切に運用するために、どのような課題があるか</li> <li>現行の審査基準に記載されている要件のほかに、引用発明適格性の要件として望ましい要件があるか</li> </ul>
記載要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIを利用したことや、AIによる処理プロセスを明細書において開示させる必要はあるか</li> </ul>
先使用权	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許法第79条の「自らその発明をし」や「その発明をした者から知得して」という文言を改正する必要があるか</li> </ul>

- 各国において、AIを利用して創作した発明が特許を受けることができる発明に含まれるか否かについて、**a.** 条文に明示されているか、**b.** 審査基準・ガイドラインに記載されているか、**c.** 裁判例があるかの観点で調査を行った。概要は下記のとおりである。

## (1) AIを利用して創作した発明に関する各国の動き

<p><b>日本</b></p>	<p>a. 明示なし b. 記載なし c. 見つからず</p>	<p><b>ドイツ</b></p>	<p>a. 明示なし b. 記載なし c. 見つからず</p>
<p><b>米国</b></p>	<p>a. 明示なし b. 2024年に更新されたガイダンスでは、AIの利用は特許適格性に影響しないことが記載されている。 c. 見つからず</p>	<p><b>中国</b></p>	<p>a. 明示なし b. ガイドラインが公表されたが、AIを利用して創作した発明が専利法上の発明に含まれるか否かについて記載されていない。 c. 見つからず</p>
<p><b>欧州 (EPO)</b></p>	<p>a. 明示なし b. 記載なし c. DABUS出願に係るEPO審判部決定において、AI生成発明も特許対象となり得ると認めている。</p>	<p><b>韓国</b></p>	<p>a. 明示なし b. 記載なし c. 見つからず</p>

- 「発明」論点に関する現行制度・運用については、各国における発明該当性の判断基準等に関する調査を実施した。概要は下記のとおりである。

### (2) 各国の現行制度・運用

#### 日本

- ・ 「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されている（特許法第2条第1項）。
- ・ 裁判例によれば、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するか否かは、「技術的課題」、「その課題を解決するための技術的手段の構成」及び「その構成から導かれる効果等」の技術的意義に照らし、全体として考察して判断されるべきとされる。

#### 米国

- ・ 特許法上の「発明」については積極的な定義は規定されておらず、特許適格性を有する主題のカテゴリーが規定されている（特許法第101条）。
- ・ 特許適格性を有する主題については、司法上の例外（自然法則、自然現象、抽象的アイデア）が確立されている。判例法により確立されたAlice/Mayoテストが、USPTOにおける特許適格性の審査に採用されており、MPEPにも記載されている。

#### 欧州 (EPO)

- ・ 特許法上の「発明」について定義は規定されておらず、「発明」とみなされない主題の非網羅的なリストが示されている（EPC第52条（2））。
- ・ EPO審判部による審決例によれば、「発明」とは「技術的特徴を有する主題」とであると解釈されており、技術的特徴の有無は発明全体で判断される。

#### ドイツ

- ・ 特許法上の「発明」について定義は規定されておらず、「発明」とみなされない主題の非網羅的なリストが示されている（特許法第1条（3））。
- ・ 裁判例の蓄積により、特許法上の「発明」の要件として技術的教示が必要であるとされており、技術的教示とは「制御可能な自然力を利用して計画的に行動し、因果関係が予見可能な成果を達成するための教示」とであるとされている。

- 各国において、AIが発明者として認められるか否かについて、**a.** 条文に明示されているか、**b.** 審査基準・ガイドラインに記載されているか、**c.** 裁判例があるかの観点で調査を行った。概要は下記のとおりである。

### (1) AIを利用して創作した発明に関する各国の動き

#### 日本

- a. 明示なし
- b. 方式審査便覧21.55では、発明者等の氏名の表示は自然人のものに限られる旨記載されている。
- c. DABUS出願に係る知財高裁判決では、発明者は自然人に限られると述べている。

#### ドイツ

- a. 明示なし
- b. 記載なし
- c. DABUS出願に係る連邦最高裁判決では、発明者は自然人のみと述べている。発明者欄にAIに発明を生成させた旨を補記することは認められた。

#### 米国

- a. 明示なし
- b. MPEP 2109, VII及び新たに公表されたガイダンスでは、発明者は自然人でなければならない旨記載されている。
- c. DABUS出願に係るCAFC判決では、発明者は自然人に限られると述べている。

#### 中国

- a. 明示なし
- b. 専利審査指南第一部第一章第4.1.2及び新たに公表されたガイドラインでは、発明者は自然人であることが明記された。
- c. 見つからず

#### 欧州 (EPO)

- a. 明示なし
- b. 審査ガイドラインA-III, 5.1では、指定する発明者は自然人でなければならない旨記載されている。
- c. DABUS出願に係るEPO審判部決定において、発明者は法的能力を有する人でなければならないとしている。

#### 韓国

- a. 明示なし
- b. 記載なし。なお、発明者認定ガイドラインの策定計画があると見られる。
- c. DABUS出願に係る第二審のソウル高裁判決では、自然人のみが発明者として認められると述べている。

- 「発明者」論点に関する現行制度・運用については、各国における発明者認定の判断基準等に関する調査を実施した。概要は下記のとおりである。

### (2) 各国の現行制度・運用 ※いずれの国においても発明者の定義について明文規定はない。

#### 日本

- ・ 裁判例の蓄積により、共同発明者の認定基準については、「発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者」とであると解されている。また、複数の裁判例において、発明者は「技術的思想を当業者が実施できる程度にまで具体的・客観的なものとして構成するための創作に関与した者」とであると判示されている。

#### 米国

- ・ 判例法により、発明者の認定基準は着想の有無とされている。共同発明者の認定基準としては、Pannuファクター（①発明の着想又は実用化に何らかの重大な形で貢献すること、②請求項に記載された発明に対して、発明全体の規模と比較して、質的に重要でないとは言えない貢献をしていること、③真の発明者に単に周知の概念及び／又は現在の技術水準を説明する以上の貢献をしていること）が確立されている。

#### 欧州 (EPO)

- ・ EPOにおいては、発明者の指定の正確性について確認は行われない（EPC施行規則19（2））。

#### ドイツ

- ・ 発明者とは「特定の技術的手段を用いて特定の技術的課題を解決する方法を発見した者」とする裁判例や、「知的業績を成し遂げた者」とする学説がある。裁判例の蓄積により、共同発明者とは「発明に対して創造的な貢献をした者」とされている。

### (1) AIを利用して創作した発明に関する各国の動き

(引用発明適格性、記載要件、先使用权)

- 「引用発明適格性」論点に関しては、各国において、引用発明（先行技術）にAI生成物が含まれるか否かや、AI生成物を引用する場合の要件について、**a.** 条文に明示されているか、**b.** 審査基準・ガイドラインに記載されているか、**c.** 裁判例があるかの観点で調査を行ったが、いずれの国等においても該当する情報は確認されなかった。
- 「記載要件」論点に関しては、各国において、発明の創作過程にAIを利用したことや、AIの処理プロセスの開示を義務付ける要件について、**a.** 条文に明示されているか、**b.** 審査基準・ガイドラインに記載されているか、**c.** 裁判例があるかの観点で調査を行ったが、いずれの国等においても該当する情報は確認されなかった。
- 「先使用权」論点に関しては、各国において、先使用発明がAI自律発明であった場合の先使用权が成立し得るかについて、**a.** 条文に明示されているか、**b.** 審査基準・ガイドラインに記載されているか、**c.** 裁判例があるかの観点で調査を行ったが、いずれの国等においても該当する情報は確認されなかった。

- 「引用発明適格性」論点に関する現行制度・運用については、各国における引用発明（先行技術）の実施可能性の要件に関する調査を実施した。概要は下記のとおりである。

## (2) 各国の現行制度・運用

日本	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 審査基準には、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から当業者が把握することができる発明であっても、刊行物の記載及び本願の出願時の技術常識に基づいて、当業者がその物（物の発明の場合）を作れることが明らかでない場合、当業者がその方法（方法の発明の場合）を使用できることが明らかでない場合には、その刊行物に記載されたその発明を「引用発明」とすることができない旨が記載されている（第III部第2章第3節3.1.1 (1)b）。</li></ul>
米国	<ul style="list-style-type: none"><li>・ MPEPには、引用文献には動作可能性／実施可能性が求められるが、請求項に記載された発明の全ての要素が明示的に予見されているか、又は自明である場合、その引用文献は実施可能／動作可能であると推定され、その推定を覆す責任は出願人にあることが記載されている（§2121）。</li></ul>
欧州 (EPO)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ EPO審査ガイドラインには、先行技術文献について、出願日又は優先日当時の当該分野における共通一般知識を考慮した上で、当業者が開示された技術的教示を理解するのに十分な開示が必要であると記載されている。また、新規性及び進歩性の判断において先行技術文献を引用する場合、当該文献の開示は、当業者が共通一般知識を用いてその主題を再現できるものでなければならないと記載されている（G-IV,2）。</li></ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特許出願審査ガイドラインにおいては、先行技術に実施可能性の要件が課されるか否か等について、明確な規定は設けられていない。</li></ul>

- 「記載要件」論点に関する現行制度・運用については、主に、各国における実施可能要件等の判断基準等に関する調査を実施した。概要は下記のとおりである。

### (2) 各国の現行制度・運用

#### 日本

- 審査基準には、実施可能要件について、当業者が明細書等に記載された発明の実施についての説明及び出願時の技術常識に基づき、請求項に係る発明を実施しようとした場合に、どのように実施するかを理解できるか否かによって判断される旨が記載されている（第Ⅱ部第1章第1節2（2））。

#### 米国

- MPEPには、実施可能要件について、当業者が過度の実験を要することなく発明を実施できるか否かによって判断される旨が記載されている（§2164.01）。

#### 欧州 (EPO)

- EPO審査ガイドラインには、実施可能要件について、発明を実施するために不可欠な特徴については、当業者が発明をどのように実施すべきかが明らかになるよう、十分に詳細に開示しなければならないと記載されている（F-Ⅲ,1）。

#### ドイツ

- 特許出願審査ガイドラインには、実施可能要件について、特許出願に含まれる情報が、当業者が発明を成功裏に実行できるだけの技術情報を提供しているか否かによって判断される旨が記載されている（2.3.3.1.）。

- 「先使用权」論点に関する現行制度・運用については、主に先使用权が認められる範囲等に関する調査を実施した。概要は下記のとおりである。なお、欧州全体に効力を有する先使用权は認められていない。

### (2) 各国の現行制度・運用

#### 日本

- 裁判例や学説によれば、特許出願時の実施形式に具現された発明と同一性を失わない範囲内であれば、実施形式を変更しても先使用权が認められるとされている。
- また、裁判例によれば、特許発明と先使用発明の技術的思想の同一性が先使用权の要件とされる傾向がある。しかし、これに対して異論を唱える学識者も存在し、意見が分かれている。

#### 米国

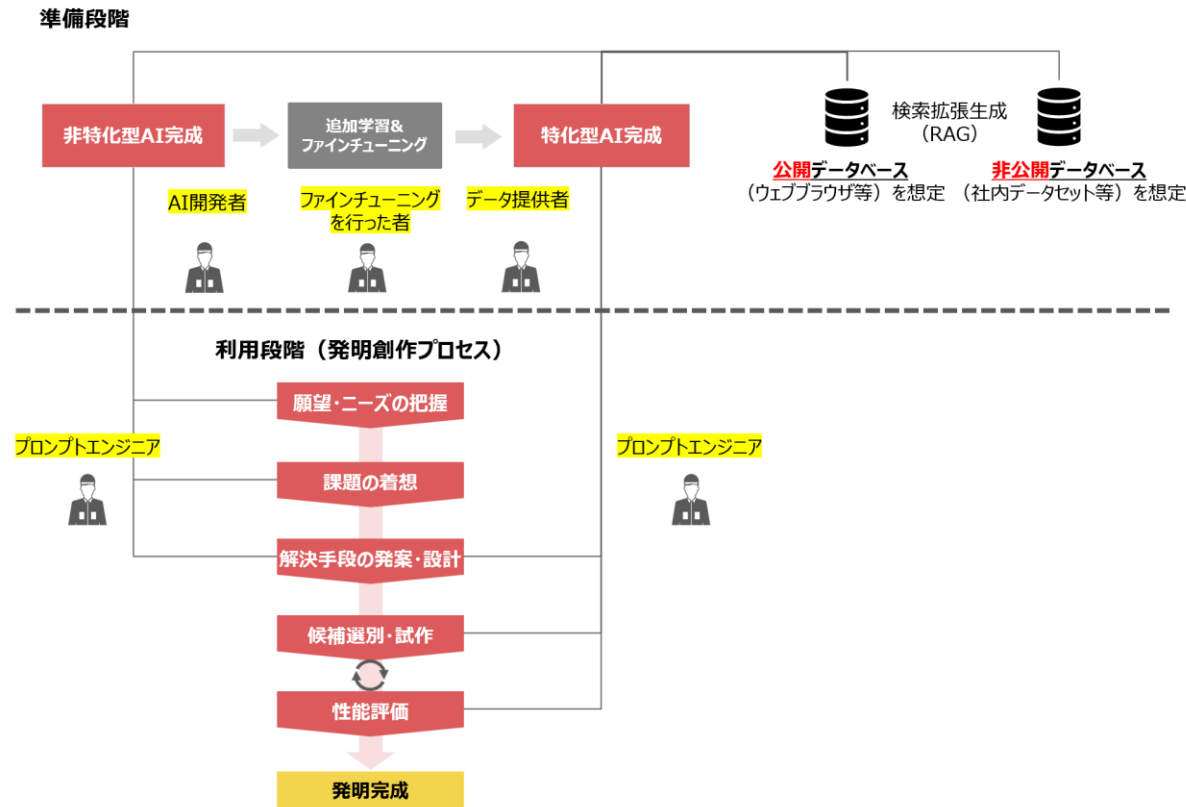
- 米国に先使用权制度は存在するが（特許法第273条）、先使用权が主要な争点となった裁判例は確認できなかった。

#### ドイツ

- 裁判例によれば、先使用权は原則として、出願日又は優先日以前に要件を満たしていた範囲での実施に限定され、その範囲を超える改良が特許権侵害を構成する場合には先使用权は認められないとしている。ただし、先使用者の実施が特許請求の範囲に記載された代替案である場合や、先使用発明の範囲から容易に想到し得る変形である場合には、先使用权は制限されないとされている。

- 下記図表に示すとおり、AIを利用した発明創作プロセスは、特定の発明の創出を目的としてAIの開発・学習を行う段階（下記図表の「準備段階」）と、開発・学習済みのAIに対して指示を与え、その出力を活用して発明を創作する段階（下記図表の「利用段階（発明創作プロセス）」）に区別されると考えられる。
- 全体版では、AIの開発・学習段階から生成・利用段階に至るまでのプロセスの整理等も行っている。

図表：AIを利用した発明創作プロセスのイメージ



### 企業等

- AI自律発明を特許法上の「発明」として認め、保護すべきか否かとの問いに対しては、企業等の意見が分かれた。
- 特に製薬企業からは、たとえ人が関与せずAIが医薬品化合物等の発明を創出した場合でも、医薬品として完成させるためには莫大な投資と実験が必要であり、AI自律発明が保護されない場合には投資回収の機会を失うことを懸念する意見があった。
- 他方、電機・情報通信企業からは、仮にAI自律発明に特許を付与することとなった場合、資金力のある海外のAI開発企業が膨大な数の特許を取得する可能性があり、日本企業にとっては脅威となり得るとの意見があった。

### 有識者

- 有識者からは、「思想」や「創作」が自然人による行為に限られるとの解釈には一定の余地があるものの、特許法の目的や条文の趣旨を踏まえれば、法改正を行わずとも特許法上の「発明」にAI自律発明を含める解釈は十分可能であるとの意見が多く示された。
- また、特許法第2条第1項の「発明」にAI自律発明を含めたとしても、現行法上は発明者が自然人に限られるため、例えばDABUS出願に係る知財高裁判決のとおり、完全なAI自律発明には特許権を認めないという現在の考え方を妨げるものではなく、むしろ、今後AI自律発明の保護を認める諸外国の動きがあった場合に柔軟に対応できるよう、現時点でAI自律発明を明示的に除外する改正は行わない方がよいとの意見もあった。
- さらに、引用発明や先使用権の主張対象となる発明にAI自律発明を含める観点からも、発明の定義規定からAI自律発明を除外することには弊害が生じるとの指摘があった。

### 企業等

- 発明者認定に関する現行の基準について「変更の必要はない」と回答した企業等が11者中8者と大半を占めた。
- また、AI利用発明に関与した自然人のうち、どのように関与した者を発明者として認定すべきかについては、個別具体的に基準への当てはめを行い判断すべきであり、一律に特定の行為や役割のみで発明者と認定すべきではないとの意見が多く示された。
- AIを利用して創作した発明における発明者認定の判断を補助する公的な指針の策定を求める意見も多数寄せられた。一方で、こうした指針を策定することにより発明者認定が明確かつ厳密になることで、発明者として認定できず特許を取得できない事態が生じることを懸念する声も多く聞かれた。

### 有識者

- 現行の発明者認定基準は、ある程度柔軟に解釈できるものであり、現時点においてはAI利用発明にも現行基準で対応可能との意見が得られた。
- 自然人がどの程度関与すれば発明者と認められるかについては、個別具体的な事案ごとに判断する必要があると、米国のように裁判例が蓄積されていない中で、画一的な基準の提示や、発明者となる場合／ならない場合の具体例を示すことは困難であるとの指摘があった。また、最終的な発明者認定は裁判所の判断に委ねられるため、指針は企業に一定の安心感を与える内容にとどめるべきであるとの意見も示された。さらに、米国において詳細なガイダンスが撤回されたことから、従前に比べて日本において発明者認定の指針を策定する必要性は必ずしも高くないとの指摘もあった。

#### 企業等

- 多くの企業等からは、AIが生成した技術情報であっても、内容が技術的に妥当であれば、引用発明として認めるべきであり、AI生成であることのみを理由に除外すべきではないとの意見が示された。
- 一方で、AIが短時間で大量の技術情報を生成・公開できることや、実施可能性が不明確又は虚偽の情報を含む可能性があることから、特許出願や特許権取得のハードルが高まることへの懸念も多く示された。特に、内容が不明確又は虚偽であるAI生成情報により特許出願が拒絶されることや、大量生成・公開による先行技術調査のコスト増大といった実務上の課題が指摘された。
- こうした懸念への対応策としては、現行の審査基準に基づき、実施可能性が不明確又は虚偽のAI生成情報を除外すれば足り、新たな要件を設ける必要はないとの意見が多数を占めた。

#### 有識者

- 有識者へのヒアリングにおいても、新規性や進歩性の趣旨を踏まえると、引用発明が人によるものかAIによるものかは問題とならず、現行の審査基準に規定されている実施可能性の要件を維持すればよいとの意見が示された。
- 一方で、引用文献から技術的思想が抽出できる必要があるか否か、引用発明に実施可能性が求められるか否か、また引用発明の要件が新規性判断と進歩性判断の場面で異なるか否かなど、引用発明適格性に関する考え方については学識者や実務家の間で見解が分かれているとの指摘もあった。

#### 企業等

- 多くの企業等からは、発明創作過程にAIを利用したことや処理プロセスを明細書に開示する必要はないとの意見が示された。
- また、仮に発明創作過程にAIを利用したことや処理プロセスの開示を要件とした場合、出願人の負担が増大するとの指摘があった。さらに、発明部門がAI利用の有無について発明者から正確な情報を得られるとは限らず、また出願人が正直に開示するかも不明であるため、そのような要件を設けても制度としての実効性に疑問があるとの指摘もあった。
- 一方で、今後発明創作過程におけるAIの役割が拡大した場合には、虚偽情報が含まれるリスクを低減する観点から、AIを利用したことや処理プロセスの開示が必要となる可能性があるとの意見も示された。

#### 有識者

- 発明創作過程でAIを利用したことやAIの処理プロセスの開示を義務付ける新たな要件を設けることについて、実効性が低く、現時点ではその必要性も高くないとの意見が多かった。現行の実施可能要件やサポート要件を満たしていれば問題はないとされ、記載要件として新たな規定を設ける必要はないとの意見もあった。
- AI自律発明を特定するための措置としても、従来、冒認出願か否かを確認するための追加要件は課していなかったことから、AI自律発明に限って要件を設ける必要はないとの意見が示された。
- 将来的には、使用したAIやその処理プロセスを明細書に記載する必要性が生じる可能性があるとの指摘もあった。また、AIの利用が進展することで当業者の概念が変容し、明細書に利用したAIや処理プロセスが記載されていない場合、審査官が当業者と同等の技術レベルで判断できなくなるおそれがあるとの懸念が示された。

#### 企業等

- 多くの企業等からは、先使用权は発明をした者を保護するものではなく、発明の実施やその準備をしていた者を保護する趣旨であることから、AI自律発明であってもその実施者に先使用权を認めるべきであるとの意見が示された。一方で、特許権者の立場からは、他社が出願前からAIが実施していたと主張することにより、事業の予見可能性が低下する懸念があるとの指摘もあった。
- また、AI自律発明の場合には、特許発明とは無関係に独自に発明したものであることを客観的に証明することが困難であるとの意見もあった。これに伴い、AIに関するデータの管理や客観的な証拠の確保など、実務上の新たな課題が生じる可能性が指摘された。

#### 有識者

- AI自律発明の実施者に先使用权を認めること自体には異論はなかった。一方で、現行の特許法第79条における「自らその発明をし」や「その発明をした者から知得して」といった文言をそのまま解釈した場合、AI自律発明を先使用权の対象に含めることは難しいとの意見も示された。現行法の文言で全く解釈できないわけではないものの、将来的に解釈の明確化が必要となった場合には、法改正を検討することも選択肢となるとの意見があった。
- さらに、AI自律発明については、特許権者の特許出願前にAIが発明していたことや、AIによる発明が特許発明の影響を受けていないことを立証する必要があり、そのために使用したAIや関連データを保存しておく必要性が生じる可能性があるとの指摘もあった。

### 「発明」 論点

- AI自律発明を保護すべきか否かについては、企業等の中で意見が分かれた。
- 有識者からは、特許法第2条第1項の「発明」にAI自律発明は含まれるという意見が多く示された。この点について、そのように解したとしても、現行法上、自然人の発明者が存在しない場合には特許権で保護されないとの意見、特許法第29条第1項各号の引用発明にAI自律発明も含める場合の整合性の観点からの意見等があった。

### 「発明者」 論点

- 多くの企業等、有識者からは、現時点においてはAIを利用して創作した発明についても、現行の発明者認定基準で対応可能であるとの意見が示された。
- また、企業等からは、AI利用発明における発明者認定の判断の参考となる公的な指針の策定を求める声が多く寄せられた。一方で、企業等や有識者からは、諸外国との調和や裁判所の判断との齟齬がないことが重要であり、厳格な指針や具体的な事例を示すことは難しいとの意見もあった。

### 「引用発明 適格性」 論点

- 企業等、有識者から、AIが生成したことを理由に引用発明から除外すべきとの意見はなかった。
- なお、企業等からはAIによる大量生成・大量公開が権利化を阻害する可能性について懸念が示されたものの、現行の引用発明の実施可能性の要件が適切に運用されれば問題とならないとの意見が多かった。

### 「記載要件」 論点

- 企業等、有識者からは、発明創作にAIを利用したことの開示要件は現時点で不要との意見が多数であった。一方、将来的にそのような要件が必要となる可能性もあるとの指摘もあった。

### 「先使用权」 論点

- 企業等、有識者からは、AI自律発明の実施者にも先使用权を認めるべきとの意見が多数であった。一方、現行法の解釈に関する課題の指摘もあった。

禁無断転載

令和7年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究  
AI発明の保護に関して  
(要約版)  
令和8年3月

請負先  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2